

葛川漁協の漁場拡張要望について

【背景】

- 葛川漁協から、漁業権切替えにあたり現行の内共第 22 号漁業権の漁場下流端をさらに下流側の大津市と高島市の行政区域境界まで拡張したいとの要望が出された。
- 当該漁場の境界は、大津市貫井地先の貫井堰堤となっており、この境界より下流側は朽木漁協の内共第 20 号漁業権となっている。なお、貫井堰堤は大津市の区域内にあり、朽木漁協の漁場の一部が大津市の区域を含む形となっている（図 1）。
- この漁場の境界は、少なくとも昭和 27 年から同じ位置で免許されているが、昭和 34 年には、朽木漁協の有する漁業免許の条件として、貫井堰堤から滋賀郡境（現大津市境）までの区域では大津市貫井および細川地区の住民の漁業を拒んではならない旨の条件が付されていた経緯があった。
- その後、両漁協により協定書を締結して当該区域を「共同入川区域」として設定し、葛川の組合員が入漁できる運用がなされていたが、昭和 68 年（平成 5 年）に協定書の期限を迎えて以降は更新されていない状態。

【これまでの経過】

- 両漁協間の漁業調整問題であるため、水産課立ち合いのもと 9 月 10 日と 10 月 22 日の 2 回にわたり両漁協による協議を行った。
- 朽木漁協は、従前どおり共同入川区域を設定して葛川漁協の組合員の入漁を受忍する用意があると述べたが、葛川漁協は漁場の拡張を主張したため、両漁協の合意に至らなかった。
- このことから、葛川漁協から内水面委員会に判断を求めるべく要請されたところ。

【漁場計画作成にかかる法令】

- 共同漁業権雄の区域の境目については、あくまで漁場の利用および管理の実態に基づいて定められるべきであり、組合の地区や陸上の行政区域にとらわれるべきものではない（令和 4 年 4 月 14 日付け 4 水管第 57 号水産庁長官通知「海区漁場計画の作成等について」）。
- 活用漁業権があるときは、漁業法第 63 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、類似漁業権が漁場計画に設定されていなければならない。

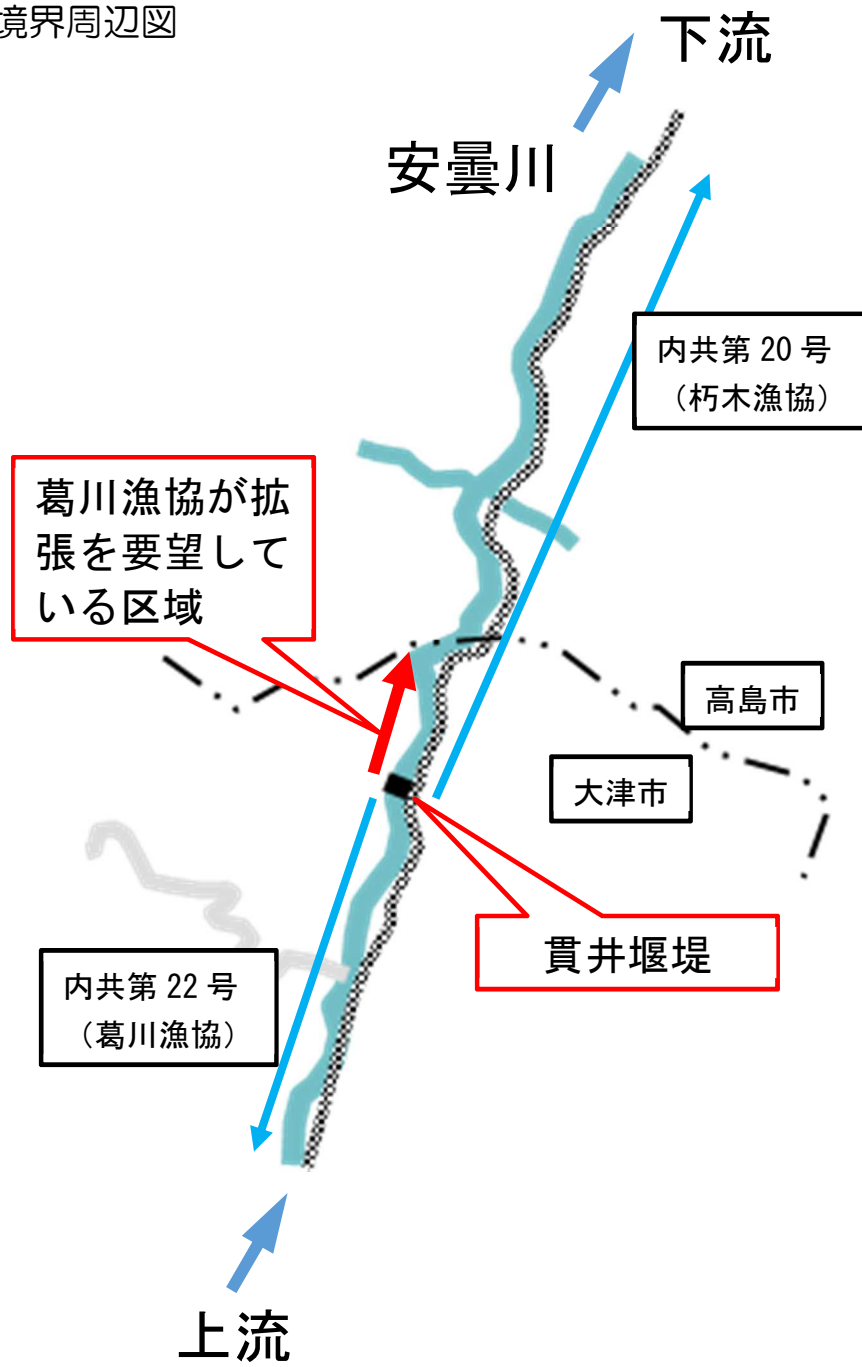
【内水面委員会に協議したい内容】

- 内水面委員会による現地確認と両漁協へのヒアリングをお願いしたい。
- 利害関係人による意見聴取後に作成する内水面漁場計画（原案）に対する委員会からの意見として当該漁場境界の取り扱いを決定することとしたい。

漁業調整に係るスケジュール概要

日程		内容
12 月上旬	委員会現地調査・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貫井堰堤の確認 ・ 両漁協での個別ヒアリング
1 月中旬	第 357 回内水面委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内水面漁場計画原案に対する委員会の意見を協議
1 月末	両漁協による漁業調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の結果を両漁協へ伝達 ・ 必要に応じて入漁等にかかる協議
2～3 月	第 358 回内水面委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業調整の結果を踏まえた漁場計画案を作成のうえ諮問

(図1) 漁場境界周辺図



(参考) 関係法令

● 漁業法(昭和24年法律第267号)第62条および第63条(抜粋)

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区(第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。)ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間(第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。)

ホ 区画漁業権については、個別漁業権(団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。)又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区(自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。)

ト イからハまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

(海区漁場計画の要件等)

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権(次号において「活用漁業権」という。)があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権(次号において「類似漁業権」という。)が設定されていること。